

事業計画者 住所 兵庫県姫路市飾磨区中島 3 0 5 9 番地 2
氏名 新日本開発株式会社

■ 事前相談票（第 7 条第 1 項）

提出年月日	令和 8 年 2 月 6 日
施設の設置等の場所	姫路市飾磨区中島字宝来 3 0 5 9 番 3 他 1 筆
施設の種類	保管施設

□ 事前相談の変更の届出（第 8 条第 1 項）

届出年月日	
変更に係る事項	

□ 事前相談の廃止の届出（第 9 条）

届出年月日	
廃止を決定した日	

■ 事業計画書の提出（第 1 0 条第 1 項）

提出年月日	令和 8 年 4 月 1 0 日
処理する産業廃棄物の種類	ア 焼却処理 1 汚泥（特定有害産業廃棄物を除く。石綿含有産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。） 2 廃油（特定有害産業廃棄物を除く。） 3 廃酸（特定有害産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。） 4 廃アルカリ（特定有害産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。） 5 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。） 6 紙くず 7 木くず 8 繊維くず 9 動植物性残さ 10 ゴムくず 11 金属くず 12 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。） 13 動物の死体 14 政令第 2 条第 1 3 号に規定する廃棄物（廃肉骨粉に限る。） 以上 14 種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。） イ 混合処理 1 汚泥（特定有害産業廃棄物を除く。石綿含有産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。） 2 廃油（特定有害産業廃棄物を除く。） 3 廃酸（特定有害産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。） 4 廃アルカリ（特定有害産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。） 5 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。） 6 紙くず 7 木くず 8 繊維くず 9 動植物性残さ 10 政令第 2 条第 1 3 号に規定する廃棄物（廃肉骨粉に限る。） 以上 10 種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
施設の処理能力	

■ 事業計画の変更の届出（第 1 1 条第 1 項）

届出年月日	令和 8 年 9 月 2 5 日
変更に係る事項	保管施設に係る付帯設備の変更

□ 周知計画書の提出（第 1 4 条第 1 項）

提出年月日	
関係地域及び関係住民	
閲覧の場所・時間	
説明会の開催日時・場所	

□ 周知計画の変更の届出（第 1 5 条第 1 項）

届出年月日	
変更に係る事項	

- ☐ 事業計画の周知に係る実施状況の報告（第 17 条）

報告年月日	
-------	--

- ☐ 事業計画に係る意見書の提出（第 18 条第 1 項）

意見書の提出者数	
----------	--

- ☐ 見解書（1 回目）に係る意見書の提出（第 20 条第 1 項）

意見書の提出者数	
----------	--

- ☐ 見解の周知の終了の報告（第 21 条第 5 項）

報告年月日	
-------	--

- ☐ 再判断の請求（第 23 条第 1 項又は第 2 項）

申立年月日	
申立者の区分	
申立により求める判断	

申立年月日	
申立者の区分	
申立により求める判断	